

9月11日の本会議において福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第55号について、9月19日に開催した委員会の審査結果を報告します。

今回の条例改正は国の上位法の改正によるもので、市にとってもメリットがあるとの説明を受け、質疑を行いました。主な質疑の内容は次の通りです。

この条例で市が単独で取り組んでいる内容があるのか、市にとってのメリットとは具体的にどういう部分なのかという質疑に対し、市が単独で取り組んでいるのではない。家庭的保育とは5人の幼児を預かっている保育所で、認可を取ってもらうことから、市の監督、安定した保育が提供できるメリットがあると答弁がありました。

家庭的保育に対する建物補助が各市町で違いがある。湖南省の場合、新築には補助がないがリフォームには補助がある。市独自の施策について見直す考えはなかったのかとの質疑に対し、小規模保育、家庭的保育については補助していないとの答弁がありました。

上位法の改正によるものだけでなく、条文、条項で不具合な表現を市全般の条例についても整理したのかとの質疑に対し、議案第55号にかかる条例改正で何か所か不合理な部分についてのみ直しましたとの答弁がありました。

改正文中における字句の間違いを指摘し訂正された議案書により質疑を行いました。

その後、討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第55号湖南省家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。